

不祥事防止マニュアル

(1) 体罰

基本方針

体罰は学校教育法で禁止されているばかりでなく、重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。ただし、厳しい指導が必要なときは毅然とした態度で臨むことが必要である。我々教員は安易に体罰に頼ることのない指導力を身につけなければならない。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰が禁止されている理由

- ・暴力は刑法上の罪にあたる。
- ・体罰は力による解決を子どもに示していることになり、いじめや児童間の暴力を誘発する。
- ・体罰は子どもの心身に傷をつける。とりわけ心の傷は大人になっても癒えることがない。体罰はうらみをかうだけで教育的効果は望めない。

厳しい指導との境界 (平成19年1月文部科学省通知)

次の指導は体罰にあたらぬ。

- ・授業中、教室内で起立させる。
- ・放課後教室に残す。(ただしトイレに行かせない、食事を与えないなどの肉体的苦痛を伴うときは体罰になる。)
- ・学習課題や清掃活動を課す、学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩く子を叱って席に着かせる。
- ・自己防衛、他の児童への被害を防ぐための制止、目の危険を回避するための行為。

具体的方策

<予防>

- ・府教委作成のチェックリスト等を活用して教員の研修を行う。
- ・こころとからだのアンケート(毎月1回)実施。
- ・相談窓口の明確化と周知、なやみ相談ポストの設置と周知。

<対応>

- ・本人、保護者等から訴えがあったときは、すみやかに聞き取り調査を行う。
- ・聞き取りは原則管理職が行う。

・体罰があったと認められるときは、すみやかに本人・保護者に知らせて謝罪し、児童の心のケアにつとめる。また、教育委員会に連絡するとともに、緊急に職員会議を招集し、事実関係の確認と今後の方針（教員と当該児童との接触禁止、担任交代など）および再発防止について協議する。

（２）セクシャル・ハラスメント

基本方針

教職員間であれ対児童生徒であれ、セクシャル・ハラスメントは相手の心身を深く傷つけるとともに、その後の人生に影響を及ぼし、将来にわたり個人の尊厳や人権を著しく侵害する行為である。たとえ相手のことを考えて行った行為であっても、相手が不快だと感じた場合にはセクシャル・ハラスメントになるという高い人権意識を教員が持つとともに、それを許さない校内体制を構築する必要がある。

具体的方策

<予防>

- ・相談窓口の明確化と周知、なやみ相談ポストの設置と周知。
- ・こころとからだのアンケート（毎月1回）実施。
- ・府教委作成のチェックリスト等を活用して教員の研修を行う。
- ・児童への指導が密室で行われたりすることのないよう配慮する。
- ・更衣室やトイレなどの管理に目が行き届くよう配慮する。

<対応>

・窓口担当教員が相談を受けるときの基本姿勢

- ① 原則、複数で相談にあたる。（少なくとも1名は相談者と同性の者が望ましい）。
- ② 相談者のプライバシーを守ることのできる場所で行う。
- ③ 相談者が安心して話せる雰囲気を作ることを心がける。
- ④ 「いつ、どこで、だれが、どのようなことを」 具体的に事実を確認し、記録する。
- ⑤ 相談者の立場に立って、相手の話に真摯に耳を傾け、忍耐強く丁寧に聴く。

・解決への方策

- ① 管理職と相談し、加害者とされる職員に指導するよう依頼する。
その際は、加害者と目される者に対してもじゅうぶん弁明する機会を与えなければならないが、そのことが2次被害とならないようじゅうぶん配慮する。
- ② 謝罪の場を設け、必要に応じ教育委員会へも連絡する。
- ③ 児童の場合は、保護者へも謝罪するとともに、必要に応じてカウンセリングにかかる、担任を交代するなど、心のケアに万全を期す。
- ④再発防止のため、緊急に職員会議を招集、防止策を策定する。

(3) 個人情報管理

<定義>

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又識別され得るものをいう。個人に関する情報とは、氏名、国籍、本籍、住所、生年月日、年齢、電話番号、性別、健康・家族状況、職業、学歴、資格、評価、収入、思想、信条その他個人に関する一切の情報をいう。

<個人情報の取扱い>

ア. 収集の制限

- ・個人情報の収集は、校長の責任のもとに、個人情報を取り扱う目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で、適切、妥当な手段で原則として本人から収集しなければならない。
- ・思想、信教及び信条に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、原則として収集しない。

イ. 利用及び提供の制限

- ・個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。
- ・個人情報は、収集した目的以外に利用し、又は提供してはならない。

ウ. 適切な管理

- ・個人情報の漏洩、滅失又は棄損を防止するために、以下の管理に努めるとともに、必要がなくなった情報は、确实速やかに廃棄、又は消去する。
- ・指導要録等、保存年数に定めがある文書については、その定めにより指定された場所に保管しなければならない。
- ・児童名簿や緊急連絡網については最小限の部数を作成する。職員室保管用については、退勤時、指定された保管場所に格納する。
- ・教務必携はじめ児童のプライベートな情報を記載した書類、通知表やテスト用紙などの成績物を教室には置かず職員室で管理するが、加えて、児童や保護者の出入りがあることを考慮すること。
- ・退勤時は、成績物等の個人情報を含む文書を適当な場所に収置し、机の上に放置してはならない。
- ・個人情報等重要情報を保存したパソコンやUSB等学校外には、持ち出さない。また盗難、紛失事故がないようにする。
- ・記録媒体上の複製は、最小限にとどめ、不用となった情報は速やかに削除する。
- ・個人所有パソコンは原則、校内では使用しない。また、個人情報等重要情報を保存したパソコンやUSBメモリー等は学校外に持ち出さない。

※ 校務用のパソコンの利用にあたっては以下の点に留意する。

- ① 学校外の持ち出しはしない。
- ② ファイル共有ソフト（Winny 等）をインストールしない。
- ③ 異動等により本校で勤務しなくなった場合は、必ず不要となる情報を削除する。

(4) 飲酒運転（交通事故、交通違反を含む）

- ・車の運転については道路交通法を遵守することは当然であるが、特に教育公務員として児童を指導する立場であることを自覚し、率先して交通ルールを守り、安全運転に心がけるべきである。
- ・管理職は常にこのことについて職員の注意を喚起し、特に年末や年度替わりなど飲酒の機会が多い季節には、乗ったら飲むな、飲んだら乗るなを繰り返し強調すること。
- ・万一、交通違反が発覚した場合は委員会に報告するとともに、緊急に職員会議を招集し、事実確認と今後の方針について協議する。

(5) 公金・徴収金の管理

- ・公金や学年費などの徴収金は学校教育を円滑にすすめるために学校が預かった税金や保護者の金銭である。その会計事務の処理は厳正な取り扱いが求められる。
- ・教員はお金や通帳などを金庫等に適切に保管する。また、出納について記録をきちんと残し、適切な時期に会計報告を提出する。業者との金銭・商品の受け渡しも適切に行う。
- ・管理職は教員や事務職員のお金や通帳の管理について監督するとともに、疑問点があればただちに状況を確認する。

保護者集会について

- ・保護者集会の目的は、学校と保護者が情報を共有し、連携して事案に対応する協力体制を確立することにあることをはっきりさせる。
- ・児童・保護者のプライバシー保護が優先されることをはじめに確認する。また、事実が確認されていないことや決定に至っていないことについては、後日報告することを約束する。隠そうとしている等の誤解を与えないよう注意する。
- ・今後の方策について前向きな話し合いになるよう留意する。

報道機関への対応について

国民の知る権利の観点より、報道機関に情報を提供し説明責任を果たすことには誠実であるべきだが、一方で、児童・保護者のプライバシー保護の観点から、個人情報については格別の配慮が必要である。

- ・混乱を防ぐため窓口を一本化する。
- ・各報道機関と個別に対応せず、定期的に記者会見を行う。
- ・会見内容は市教委等とあらかじめ相談し、児童・保護者のプライバシー保護の観点から言えないことは言えないと明言する。隠そうとしている等の誤解を与えないよう注意する。
- ・児童・保護者への直接取材や報道について配慮を要請する。

事件・事故を風化させないために

～ 学校に関する主な事件・事故 ～

- S6 1 (1986) 2. 1 東京・中野 いじめ自殺事件 (葬式ごっこ事件)
- H5 (1993) 1. 15 山形 マット死事件
- H7 (1995) 1. 17 <阪神・淡路大震災>
- H8 (1996) 7. 12 堺 0-157事件
⇒ 給食の食材の安全性見直しへ
- H9 (1997) 2～6月 神戸 連続児童殺傷事件 (酒鬼薔薇事件)
- H10 (1998) 1. 28 栃木 女性教師刺殺事件
- H13 (2001) 6. 8 大阪教育大池田小学校事件
⇒ 学校の安全神話が崩れる
- H15 (2003) 11月 岸和田 中学生虐待事件発覚
⇒ 虐待事案への対応見直しへ
- H16 (2004) 6. 1 佐世保 小6 女児同級生殺害事件
- H16 (2004) 11. 17 奈良 小1 女児誘拐殺害事件
⇒ 各地の見守り活動のきっかけとなる。
- H17 (2005) 2. 14 寝屋川 不審者乱入事件 (教師1名死亡)
⇒ 警備員や監視カメラをつける学校が増える
- H17 (2005) 12. 1 栃木 小1 女児誘拐殺害事件
- H18 (2006) 11. 12 富田林 いじめ自殺事件
- H23 (2011) 3. 11 <東日本大震災、福島原発事故>
- H23 (2011) 7. 31 泉南プール死亡事故
- H23 (2011) 8月 富田林 居所不明児童事件発覚
⇒ 全国で不明児童調査へ
- H23 (2011) 10. 11 大津 中2 いじめ自殺事件
⇒ いじめ防止対策推進法制定へ
- H24 (2012) 4. 23 亀岡 暴走車事故
⇒ 全国で通学路の安全点検へ
- H24 (2012) 12. 20 調布 アナフィラキシーショック死亡事故
⇒ アレルギー対応見直しへ
- H24 (2012) 12. 23 大阪市立桜宮高校 体罰事件
- H26 (2014) 7. 26 佐世保市 女子高生同級生殺人事件
- H26 (2014) 9. 11 神戸市 長田区小1 女児殺害事件
- H27 (2015) 7. 5 岩手県 中2 自殺事件
⇒ 生徒の訴えを学校で共有できなかった
- H27 (2015) 8. 13 寝屋川 中1 男女殺害事件
⇒ 深夜、駅前にいた2人が殺害される